

不妊に悩む方への特定治療支援事業の 制度改正について

平成 26 年 4 月 1 日から国の制度改正に伴い、助成制度が変わります。

○ 主な変更内容

(1) 助成回数の変更

①平成 26 年度以降に新規（通算 1 回目）の申請をされる方

40 歳未満の方：通算 6 回まで

（年間助成回数や通算助成期間の制限はありません。）

40 歳以上の方：年度 2 回（1 年度目 3 回）まで

（平成 27 年度末まで、平成 28 年度からは通算 3 回までとなります。）

②平成 25 年度までに助成を受けたことがある方

従来の制度（年 2 回まで、通算 5 年、10 回まで）が平成 27 年度末まで適用されます。

(2) 1 年度目の助成額に対する 5 万円上乗せの助成期間の変更

「1 年度（4 月～3 月）目」から「新規に治療を開始した日から 1 年間」に変更します。

(3) 助成対象における年齢制限の導入

平成 28 年度から 43 歳以上の方は助成対象ではなくなります。

○ 平成 26 年度以降の制度内容（参考）

		H25（現行制度）	H26、27 (新制度への移行期間) (新規申請のみ適用※)	H28～(新制度)
年齢制限		制限なし		<u>43歳未満</u>
年間助成回数	40歳未満	1 年度目 3 回 2 年度目以降 2 回まで	<u>制限なし</u>	<u>制限なし</u>
	40歳以上		1 年度目 3 回 2 年度目 2 回まで	
通算助成回数	40歳未満	10回	<u>6回</u>	
	40歳以上		<u>5回（H26）</u> <u>3回（H27）</u>	<u>3回</u>
通算助成期間		通算 5 年	<u>制限なし</u>	
助成額	(1) 夫婦の所得の合計額が 730 万円未満		1 治療につき 15 万円まで (治療区分 C、F は 7.5 万円)	
	(2) 夫婦の所得の合計額が 730 万円以上		1 年度目のみ 20 万円 (治療区分 C、F は 12.5 万円) まで	<u>新規に治療を開始した日から 1 年間のみ 20 万円</u> (治療区分 C、F は 12.5 万円) まで
		1 治療につき 対象経費の 1/2 (助成限度額 7.5 万円 (治療区分 C、F は 3.75 万円))		

※年齢はいずれも治療開始時における妻の年齢で判断します。

※平成 25 年度までに既に助成を受けている方は、現行制度を引き続き適用します。

※平成 28 年度からは、全ての方について新制度により実施します。

（ただし、平成 27 年度までに助成を受けた回数も通算されます。）

<治療区分>

A	新鮮胚移植を実施
B	凍結胚移植を実施
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止

詳しくは県健康対策課母子保健係までお問い合わせください。 電話 025-280-5197

(新潟市居住の方は、新潟市保健所健康増進課母子・歯科保健係 電話 025-212-8157)